

平成24年度 第6期第2回
東京地方労働審議会 労働災害防止部会

平成25年3月14日

【曲山室長】 それでは、始めさせていただきます。本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ、労働災害防止部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

冒頭の司会を担当いたします、労働基準部監督課の曲山です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、労働災害防止部会を開催する前に、労働基準部側出席者に異動がございましたので、御存じでいらっしゃると思いますが、改めまして御紹介させていただきます。

それでは、平成24年4月1日付で着任いたしました相浦労働基準部長でございます。

【相浦労働基準部長】 よろしくお願いたします。

【曲山室長】 同じく平成24年4月1日付で着任いたしました船井安全課長でございます。

【船井安全課長】 船井です。よろしくお願いたします。

【曲山室長】 同じく平成24年4月1日付で着任いたしました大河内健康課長でございます。

【大河内健康課長】 大河内でございます。よろしくお願します。

【曲山室長】 以上、御紹介させていただきました。

なお、公益代表の田付委員、使用者代表の渡邊委員は、本日、御都合により欠席でございます。

それでは、ただいまより東京地方労働審議会第6期第2回労働災害防止部会を開催いたします。

まず初めに、本部会の定足についてですが、本日の出席委員は、公益、労働者、使用者の各代表1名以上、かつ全体の3分の2以上の出席をいただいておりますので、地方労働審議会令第8条第1項により、この部会が有効に成立していることを御報告させていただきます。

また、東京地方労働審議会運営規程第5条に基づきまして、原則として公開の会議とさせていただきます、その議事録につきましても公開させていただくこととなっておりますので、

御了承をお願いいたします。

では、会議の冒頭に当たりまして、相浦労働基準部長よりごあいさつ申し上げます。よろしく申し上げます。

【相浦労働基準部長】 相浦でございます。本審に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、案の段階ではございますが、事前に資料を御送付しているとおり、第12次東京労働局労働災害防止計画（案）について御審議いただくこととしています。

労働災害防止計画につきましては、労働安全衛生法第6条に基づき厚生労働大臣が策定、公表するものであり、資料5として配付させていただいておりますが、2月25日付で取りまとめが行われ、3月8日付で官報公示されているものでございます。

本日、御審議いただきますのは東京労働局版の計画でございますが、本省版の計画に定める目標を達成するために、各労働局管内において推進すべき事項を定める計画という位置付けになっています。

東京労働局管内の労働災害につきましては、速報値の段階で3年連続での増加がほぼ確実な状況となっております。この危機的状況を何としても打開すべく、首都東京における課題や特殊性を踏まえた独自の計画とすべく、鋭意検討を行ってきたところでございます。

東京における労働災害の防止に向け、各委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜れば幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

【曲山室長】 ありがとうございます。

それでは、以後の議事進行につきましては、東京地方労働審議会運営規程第7条により準用された第4条によりまして、金子部会長をお願いしたいと存じます。

それでは、金子部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【金子部会長】 分かりました。午前中の審議もなかなか長時間にわたって、ほとんど時間が足りないぐらいの中で進みましたが、これからの災防部会も終わりが一応12時というふうに設定されておりますので、ちょっと忙しい会議になると思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、議事録についてですが、東京地方労働審議会運営規程第6条におきまして、会長及び会長が指名した2名の委員に議事録への署名をいただくことになっております。つきましては、議事録署名委員を労働者側は三宅委員に、それから、使用者側は加藤委員に署名委員になっていただきたいというふうに思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、これから具体的に議題に入ってまいります。議題は、そこにありますように、第12次東京労働局労働災害防止計画（案）につきましてでありますけれども、船井安全課長から御説明をお願いしたいと思います。

なお、御質問、あるいは意見がございましたらば、その後をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、船井課長、お願いします。

【船井安全課長】 よろしく願いします。座って失礼いたします。

資料1番から6番まで配付させていただいておりますが、主に資料1、2、3を使って御説明させていただきます。

まず初めに、資料NO.1でございますが、今回、御議論いただきます第12次の東京労働局の労働災害防止計画は、第12次とだけありまして、当然、11次もあるわけでございます。東京版とだけありまして、本省版もあるわけございまして、それぞれの位置関係を少し俯瞰図的に整理したものでございます。

まず、第11次の計画で東京労働局、一生懸命やってきたわけでございますが、その目標達成状況につきましては、達成は非常に困難な状況にあるところでございます。

11次防の期間中、3年連続での災害の増加、若しくは過重労働やメンタル等の深刻化、こういった問題も進んでおりますので、東京局としては安全・安心な首都東京の実現を図るために、しっかりとした計画を作ろうということで検討しております。

また、既に公表されている本省版との関係で言いますと、本省版においても東京局と同じような状況がございまして、災害が連続して増加している。こういうことを踏まえて選択と集中ということで、対象を大分絞り込んで、11次の計画からはドラスチックに変えているところがございます。こういった状況も踏まえまして、東京版においては、今後5年間、東京において起こるであろうことに適切に対応するための対策をまとめている、こういう整理になっております。

特に東京版、右下の四角に強調して書いてございますが、本省版との違いというところで幾つかポイントがございまして、1つは目標数値でございます。目標数値については、本省版では平成24年、計画が始まる前年と比較して計画の最終年度を15%、死亡災害、死傷災害、それぞれ減少させるということで掲げておりますが、東京版では、同じような計算方法で計算して出てきた実数値を目標に掲げております。

目標の考え方につきましては、資料NO.3に付けさせていただいておりますが、なぜ本

省版で15%というのが出てきているかといいますと、まず、大本の考え方といたしまして、既に閣議決定されております新成長戦略というものがございまして、これは、民主党政権時代に閣議決定されたものでございますが、この中で、2008年と比較して2020年までに災害を3割減らしましょうと、こういう目標が掲げられております。したがって、2020年の目標値というのは既に出ている。では、これを現在からどのような減少幅で行けば達成できるのか。その通過点である2017年、平成29年、この計画の最終年度にどこを通過すればいいのか、こういう考え方で整理しております。

本省版でやると、これが大体15%になるわけでございますが、東京版でもこのやり方で計算して、これをクリアするような実数値を示していこうと。一番下にありますように、同じ方法でやりますと、休業4日以上死傷災害については8,093人ということになるんですが、分かりやすい目標にしようということで8,000人きっかりにしております。

なお、死亡災害につきましては、同じやり方でやりますと71人ということになるんですが、直近の平成21年に既に死亡災害については、東京局管内では53人という数字が出ておりますので、この過去最少値を目標にしようということで、少し目標の水準を上げさせていただいております。

こういったように分かりやすい目標数値を定めて、具体的な取組を展開していこうということで書かせていただいております。

では、具体的に本省版の計画とどういうところが違うのかというのを資料2に基づいて御説明させていただきたいと思っております。

資料NO.2の2ページ目を見ていただきますと、上の方に目標を書いております。今申し上げました死亡災害が53人、死傷災害が8,000人というのが基本目標ということで、計画全体の目標になっております。この基本目標を達成するためのそれぞれの重点分野における目標を別途掲げております。

例えば建設業においては死亡災害を過去最少の20人を大幅に下回るでありますとか、多発している転倒や墜落・転落、腰痛などの行動災害の災害全体に占める割合を減らそうでありますとか、重点とする三次産業につきましては、まだまだ経営トップの意識が十分に高まっていない状況もあるのではないかとということで、そういったトップにおける方針表明をしっかりとやっていただく。

あと、メンタルヘルスの対策につきましても、本省版におきましては、計画期間中に規模にかかわらず8割の事業所でメンタル対策に取り組むということが目標に掲げられてお

りますが、東京版におきましては、法令に基づいて管理体制をしっかりと構築しましょうというふうなことが定められている事業所において、8割ではなく、すべてやるということで目標に掲げております。

熱中症につきましても、季節の変動によって災害の件数が大きく異なりますが、これは、本省版にも掲げられております目標と同じように、5年間の累計で、前の計画と比較して2割減らそうと。このような目標を掲げているところでございます。

この目標を達成するために具体的な対策を書いておりますが、本省版と少し違う点を中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず、7ページでございますけれども、これは、コンセプトの部分なんです、(4)のところに、「社会情勢の変化に伴う労働災害防止対策の位置付けの変化」ということで書かせていただいております。

下線を引かせていただいておりますが、全体的に下線を引いてある部分は、本省版と違う、東京局として独自に項目を定めた部分でございます。

この(4)に書いてある部分につきましては、労働災害、あってはならないものであるということは、だれも反論するところではないと思うんですが、それにも増して最近の経済、雇用を取り巻く状況を踏まえますと、非常に重要性が増してきている。例えば少子高齢化の観点から言えば、一人でも多くの方が職場で元気に働いていただくことが社会保障全体を考えた上でも重要になっております。

また、最近の企業の社会的責任を考えた中でも、一たび、災害が起きるとイメージダウンというのは非常に大きいわけでございます。それ以外にも、国際競争にさらされている各企業においては、優秀な人材を獲得して競争に勝ち残っていくためには、安心して安全な職場というのが優秀な人材を確保する上で決定的な要素になってくる。

こういったように、労働災害防止を取り巻く必要性、重要性の変化ということについて少し触れさせていただいております。

具体的な対策につきましては、それ以降のページに書いてございますが、まず、10ページを見ていただきますと、対策の中で一番初めに出てきておりますのは本省版と同様、第三次産業でございます。この第三次産業の関係については、東京でもその比率が非常に高まっておりますので、しっかり取組をしていかなければいけないところでございます。

ただ、この分野は事業場数も非常に多うございまして、一つ一つの事業場に全部お邪魔して、御指導をお願いさせていただくということはなかなかできないところでございます。

で、東京の状況を踏まえた効率的な指導方法を幾つか具体的な中身として提案させていただいております。

その点が本省版とは異なる点でございます、1ページめくっていただきまして12ページ、今度は、項目として本省版にはない項目なんです、三次産業の中でもビルメンテナンス業の関係を独自に立てさせていただきました。

このビルメンテナンス業というのは、商業施設などのビルの清掃、維持管理を行う事業でございますが、高齢化も非常に進んでおりまして、東京においては商業施設も非常に多ございますので、そういった部分で働く方も多く、災害もかなりの割合を占めている状況でございます。こういった部分については関係団体もしっかりしたところがありますので、そういったところと連携して、取組を進めていきたいというふうに考えております。

あとは少し飛びまして、14ページ目でございます。本省版でも同じ作りになっておりますが、死亡災害などの重篤な災害を防止するための重点業種ということで、建設業対策を掲げております。東京版では、この重篤災害防止という意味では建設業だけに絞っております。本省版においては建設業と製造業の2業種を掲げております。

ただ、1ページ戻っていただきまして、13ページ目の下に表7というのがございますが、東京局管内におきましては、製造業、大分大きなところが東京から外に出て行ってしまっているという状況でございます。したがって、業種としての重点としては掲げずに、また後ほど御説明させていただきます、機械災害対策などの災害の形態別の対策のところをしっかりフォローしていきたいということでございまして、この部分については建設業一本に絞っております。

この建設業対策の中で、本省版と違っている部分について幾つか御説明させていただきますと、14ページ目真ん中辺りの(b)(c)のところでございます。これは、本省版にはない記載なんですけれども、東京局管内で起きた建設業の死亡災害をよく分析してみますと、設備的な対策が不十分であったものももちろんあるんですが、そうじゃないもの、いわゆる手すりを乗り越えたとか、労働者の方がルール、若しくは不安全な行動をしてしまったというルール無視のようなものが非常に目立っていたわけでございます。

こういった部分を防がないと災害がなかなか減っていかないということで、(b)(c)にそういったヒューマンエラーとか不安全行動、完全になくすということはなかなか難しいので、そういうことが起きたとしても災害に至らないような設備対策、環境づくりをしっかりとやってくださいと。

それと併せて、そういったルール違反のようなことが起きないように建設現場の環境づくり、雰囲気づくりをしっかりとやっていってくださいということを書かせていただいております。

それ以外に独自の部分としては、15ページから16ページにかけて、本審の方でもいろいろこちらから御説明させていただきましたが、新政権の掲げております経済対策でありますとかオリンピック招致、こういった関係から、今後、東京局管内では工事が非常に増えるのではないかということが予測されております。そういった部分について関係業界団体の皆様と連携させていただいて、問題点や課題を把握して、しっかり対応していこうということを書かせていただいております。

それ以外にも、同じような観点で工事が増えるであろうというふうに予想されておりますものが自然エネルギー関連の工事がございます。これ、エネルギー政策の中長期的展望については、今、議論されておりますが、いずれにしろ、こういった自然エネルギー、再生可能エネルギーの利用割合を高めていこうという話になりますので、そういった関連工事も増加してくるであろうということで、同様の視点で書かせていただいております。

17ページ目以降でございますが、イとして「重点とする災害の形態別対策」というのを掲げております。こちらについては、こういう切り口は本省版ではないわけですが、東京局における災害の状況について見ますと、まず1つ、休業災害については、図7にございますように、行動災害と呼ばれます転倒災害、墜落・転落、腰痛、こういったものの災害が10年前は5割弱だったものが、年々伸びてきている、割合が高まってしまっている状況でございます。

このような行動災害はある特定の業種で起きているというわけではなくて、いろいろな業種で起きておまして、極端な話、日常生活でも起き得るタイプの災害でございます。こういった部分については業種横断的な取組が必要ではないかということでございます。

あと、死亡災害について見ますと、図5にございますように、建設業で重点的に取り組んでいくこととしております墜落・転落に加えて、ワースト2で多いのが交通事故でございます。その次に多いのが挟まれ・巻き込まれでございます。

こういった分野についてもしっかり対応していく必要があるということで、18ページ目、19ページ目に対策を書かせていただいております。

中でも一番の行動災害につきましては、先ほど申し上げましたように、日常生活の中でも起き得る災害でございまして、ともすれば滑った、転んだなので大した災害ではないん

ではないかという誤解が実は多くございます。ただ、実際数値で見ますと、この災害の約半数が休業1か月の比較的長く職場に穴をあけてしまうような災害でございます。

したがって、労働者の方一人一人にもそういった実情をよく理解していただいて、災害を起こさないようにしっかりやっていただく。事業者の取組だけではなくて、労働者サイドでも自分の身は守るんだという意識でしっかりやっていただくことをお願いしようというふうに考えております。

20ページ目以降は、労働衛生、健康の関係でございますが、本省版との違いという意味では22ページ目に石綿の関係を書いてございます。石綿の関係については本省版でも触れられておりますが、建設業の解体工事の中で触れられているのみにとどまっておりますが、まだまだこの部分は非常に注意しなきゃいけない部分でございますし、国内ではもう製造禁止になっているんですけども、まだ禁止されていない海外からの輸入品なども図らずも国内に入ってきてしまうようなこともありますので、しっかりと項目立てをして取り組んでいこうというふうに考えております。

あと、23ページ目の 番、産業保健活動の活性化、健康づくり対策という部分についても本省版では項目立てしておりませんが重要な課題です。こういった産業保健活動の充実については、小規模な事業所においては外部の専門家の支援等がまだまだ必要でありますし、しっかり取り組んでいく必要がありますので、項目として掲げさせていただいております。

あとはbに書いてあります健康づくり、これは、また後ほど出てきます災害防止の関係でも、先ほど申し上げました行動災害、こういった部分については、どうしても平らな通路でもつまずいて転んでしまうことが大きな災害につながることもありますので、そういった部分をなくしていく上でも、労働災害をなくすという観点からの健康づくり、そういう視点も重要になっているんじゃないかということで、項目立てをさせていただいております。

あと、24ページ目以降につきましては、業種とか災害の形態にかかわらない分野横断的な取組としてリスクアセスメントの関係でありますとか、非正規労働者、高齢者、いろいろな属性を有する方々が安心して安全に働くことができる職場環境をつくる、こういう視点で書かせていただいております。

特にリスクアセスメントにつきましては、東京労働局におきまして、24ページ目の一番上の方に書いてありますように、50人以上の規模の製造業を中心に導入を一生懸命指

導してきた結果がありまして、取組は大分進んでいる。ただ、規模が小さい事業場でありますとか、リスクアセスメントの中でも、けがをなくすためのリスクアセスメントは割と進んでおるんですが、熱中症を始めとする労働衛生面、若しくは化学物質の関係については取組の強化がまだまだ必要でございますので、ここら辺をしっかりとやっていこうということを書かせていただいております。

あとは26ページ目の関係でございます。一番上でございますが、先ほど健康づくりのところでも申し上げたものの繰り返しになりますが、災害防止の観点からも健康づくりをしっかりと行うことによって、非常に割合が増えている行動災害の防止にも努めていこうということを書かせていただいております。

26ページ目の(2)でございますが、こちらが一番のポイントといえますが、東京版の独自の大項目でございます。とはいえ、既に建設業の関係で中身についてはさきに大分触れてしまっておるんですが、幾つか特殊な部分を御紹介いたしますと のところでございます。

東日本大震災における復旧・復興工事等への対応ということでございまして、東京については被災地ではないので直接関係はないんですが、被災地で御活躍されております建設業界の各企業さんにおかれましては、東京に本社や本店を置くようなケースが非常に多うございまして、被災地の工事の現場については東京が直轄してやっているというケースも非常に多うございます。

したがって、東京都内の建設業者さんにいろいろ周知をしたり、御指導させていただく際には、被災地の実情というのもよく踏まえていなければいけないということで、そういう部分を書かせていただいております。

あと、 、 は、先ほど建設業の関係で触れたものを再掲させていただきます。

、 については、対策の中身というよりも、やり方、手法でございまして、これは東京都という特殊性を踏まえまして、企業本社が非常に集中しております。ということになりますと、個々の事業場に対する指導ももちろん重要なんですが、企業本社のガバナンスを活用した波及効果、水平展開、こういったようなことが非常に功を奏することが予想されますので、そのようなツールを活用してしっかりとやっていきたいというふうに書いてございます。

あと、特殊性があるところは29ページの関係でございます。 、 に下線を引いてございますが、 の安全管理体制の構築の部分も、先ほど御説明したリスクアセスメントと

併せて、前回の11次防の計画においてしっかり取組を進めてきた結果、構築状況はかなりいい状況になっておるんですが、では、構築した体制の中で中身はしっかりできているんでしょうかという次のステップに入っていこうということで、その部分を書かせていただいております。

番については、完全なる独自の項目なんですけども、我々行政が事業場にお邪魔した際に、問題があるところがあれば、当然、文書で指導することはあるんですが、中にはすごくしっかりした取組をやっていて、これはいいなというものもあるんです。そういう部分については懐の中にしまって帰ってきてしまって、なかなか評価できていなかったという部分があります。

一方で、そういったところをしっかりと評価することによって、事業場の担当者のやる気とか、事業場内でのプレゼンスが向上するということ。したがって、その結果、更なる取組が期待できるということで、こういうような新しい切り口での指導といたしますか、評価含みの指導をやっていくことも重要ではないかということで書かせていただいております。

以降につきましては、行政では、事業場労使さんと相談しながらやるんですが、やはり安全をしっかり担保して災害をなくしていくためには、もう少し広い視点での、国民全体の機運向上みたいなことが必要ではないかということで、29ページ目の下のbのところに書かせていただいておりますが、行政の取組、その内容と取組自体も世の中にしっかりアピールしていく、見える化していく必要があるんじゃないかということで、(a)~(e)に掲げるような、いろいろなイベントとか取組、具体的に世の中に我々の動きと考え方がしっかり伝わるようなイベントをやっていこうということを書かせていただいております。

最後、(5)番、発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化という部分につきましては、本省版では制度見直しに踏み込んだ内容が書かれておりますが、東京局は行政を執行する立場でございますので、それを受ける形で、周知、指導の観点から項目を修正して内容を記載しているところでございます。

全体の内容については以上でございますが、最後、資料6番を見ていただきますと、本審の中でも触れました12次防のキャッチフレーズであります「Safe Work TOKYO」、また、これをロゴマーク化して活用したグッズ、こういったようなものも考えております。これも見える化の一環として、この12次防計画、広く周知して災害防止に努めていきたいというふうに考えてございます。

駆け足になりましたが、以上でございます。

【金子部会長】 どうもありがとうございました。本省版の12次防に基づきまして具体的に東京の独自性を打ち出す、こういうふうなところの説明を重点的に安全課長の方から説明していただきました。

時間的には10分ほど、ただいまの説明に関して御意見、御質問がありましたらお伺いしたいというふうに思います。どうぞ御自由に御意見、御質問ありましたら御発言ください。はい。

【三宅委員】 三宅ですけれども、第12次防、頑張っていたかと思うんですが、私、ちょっと違った視点からなんですけども、今、建設の中では最大の問題になっているのは、1つは一人親方問題なんです。この間、社会保険の未適用問題が国交省で取り上げられて、5年間ですべての事業所で社会保険を適用しようと、これはこれでいいことだと思うんですけども、そういった中で、皆さん御存じだと思うんですが、一人親方労災というのがあります。建設産業というのは、今、縮小傾向なんです。一時期、680万ぐらいいいたのが今は500万ぐらい、減ってきているんですけど、一人親方労災に入っている人は年々、全国的に増えているんです。

これは、今、ある面、偽装請負に近いものがあるんじゃないかという推測がよく言われているんですけども、やっぱり東京労働局でも、この一人親方の人たちがどんどん増えてきているというのは、しっかり見る必要があるんじゃないかという思いがあるので、そのところは是非注目して、本当にその人が請負なのかどうなのか。ひょっとしたら労働者ではないのかという、そういう視点を持った労働行政を是非行っていただきたいなというふうに思います。

それともう一点は、本当に今回すばらしいなと思っているのは、安全経費を別枠でちゃんと末端まで行き渡るようにしようということです。これは、是非徹底して頑張っていたかという、その2点です。

【金子部会長】 分かりました。安全課長の方から1つずつ。

【船井安全課長】 皆さん、御意見いただいて、まとめて。

【金子部会長】 みんな聞いた方がいいですか。分かりました。それでは。

【加藤委員】 よろしいですか。ちょっと資料2の東京の12次防の計画書ですけど、この2ページ、基本目標が死亡災害過去最少の53人を下回る、東京都区全体で53人を下回るだから、52人以下にするよということだと思います。その下の小目標、建設業に

おける死亡災害、私、建設業の方にいるわけですが、過去最初の20人を大幅に下回る、この大幅という概念がどこまでを大幅というのか、ちょっとあやふやなのと、平成24年につきましては、確定じゃないですけども、建設業においては27人です。27人とした場合、過去最少の20人を下回るとして19人以下にするということで、3割減、30%ですね。だから、本省が15%減という方針であるので、したがって、19人であれば目標達成というわけではなくて、いわゆる死亡災害は限りなくゼロにしないといけないと思うんですけども、大幅にという言い方がちょっとあいまいなだけに、上のに倣って過去最少の20人を下回るにしていだけたらなというふうに思います。

【金子部会長】 はい。

【田中委員】 いいですか。質問なんですけど、死亡災害は本省方式でやった場合には71人なんだけれども、53人にした理由ですね。死傷災害の方は本省方式を切りのいい数字にしたということですが、その理由ですね。なぜ、そこだけ大幅に下げたのか、教えていただきたい。

【金子部会長】 はい。

【傳田委員】 いいですか。意見は数あるかもしれませんが、簡単に言いますから。1つは、東京版の12次防で53とか、8,000人ということになりますが、国のように、私が見たときに15%減とかいうのは非常に分かりやすいですね。過去最少の53だから、それは分かりますが素人は母数が分からない。だから、我々は説明を聞けば分かるんですけど、その母数が分からない人には53というイメージがわからないことがあるんですね、どのくらい減るか。

3月末まで数になりますし、又は5月ぐらにならないと最終数値が分からないというのはあるかもしれませんが、結果、何%になるかというのは、その中で、ここは空欄にしておいても、後で何%というのが分かりやすいと思うんですね。だから、現在は分かりませんが、そんな工夫を取っていただくと、全体でそのくらい減るんだというのが分かるので、それが1つ。

それから、やはり災害防止では、建設ですとか運輸とか、今までも十分、業界団体、安全協会とかそういうのがあって対策をとっている産業と、第三次産業のようなところは組み立てがちょっと違うと思います。言われているような、今までも重点的に対策を取られているところは、不断の協力や啓蒙というか、不安全行動を周知して、なくしていくということに尽きて、それをいかに続けていくかということだと思います。

第三次産業ですとか新しい産業では、今ここで出されているように、業界団体だとか、もう一つは集合的な、たくさん入っている施設単位ごとに見るというのは非常にいいことだと思います。それとの関連で言うと、先ほど安全課長が言われたように、中に行くと良い取組はたくさんある。だから、それを出してあげたいというようなところが、今までの表彰制度で安全大会で出てくるようなイメージなんです。しかし例えば、ここで言われている社会福祉だとか、小売だとか、ビルメンだとか、当面、重点とするようなところについては、別途、そういうところを表彰してあげられるような制度というものを、お金も余りかからないと思うので、ちょっと考えてやっていただきたいと思います。

それも施設単位というような選び方もあると思うんですね。こういう集合的な、例えば何とか地下街だとか、集合ショッピング街とか。そういう単位の表彰の仕方も、場合によれば考えてあげることもできるし、その選び方というのも労働基準監督署から上がるというよりも、どこか推薦がありますかと言えば、業界団体との連携というのも図れるような気がします。重点分野、産業別における表彰というのと、あと、選び方やそうしたものの工夫というのものもあるのかなと思いました。

あとは簡単なことで、いじめという言葉は、ここで扱うのかどうかという問題。基準の方の役割になるのか。やっぱり健康問題としてやっていくのであれば、先ほどの文書の中にも出てこないんで、どこでどういうふうに取り扱うのかという問題です。

それから、我々は意識しているんですけども、快適職場の指針はあるんですが、言葉としては快適職場づくりというのがなくなっています。

また、我々労使の立場から言うと、安全専門家会議という言葉がないので、それはやっぱりきちんと位置付けをしてもらって、どちらかに位置付けをして、それも防止の1つの機関だという置き方を。記載箇所がないもんですから、それはちゃんと文章化していただきたい。

最後に、長時間労働の問題で、東京でキャンペーンをやっていました11月から2月ですか、これは取組としてもうないというふうに先ほどお伺いしたんですけども、そうすると9月だけがここでは重点という形になるわけですよ。10月から始まるものの前段の啓発時間を9月に置いているわけなんで、我々は、11月、長時間労働の対策として受けとめていますから、9月と11月のところはどう組み立てられているのかなというのがちょっと分からないので、その辺、これは質問ですから。

以上です。

【金子部会長】 どうも。御意見がたくさんで……。はい、ではもう一つ。

【米田委員】 1点ですけども、12ページの陸上貨物運送事業対策でございます。これも労災の関係の責任の有無もあって、荷主さんの庭先での事故の対応なんですけれども、業者の方が現地でフォークリフト等々、荷役作業の機械を使って事故を起こした場合の責任の度合いなり、責任の所在はどちらにあるのかということで、よく現場ではもめることが多いので、死亡災害となったときには、例えば現地の荷主さんのところの設備管理者とか安全管理者の責任がどの程度あるのか。それとも、こちら、運転する方の管理者の責任が高いのか。そういうことも、現地としては実態として事故も起きているということで、こういった指導をしていただくのはありがたいことですけども、契約条項の中でも本来的にそういうことを盛り込んで対応するところまでいかないと、起きたときの責任のあり方が不明確というか、どうしても運送業者の方が弱い立場にあるというのがありますんで、その辺も加味して対応をお願いしたいなというふうに思います。

【金子部会長】 ありがとうございます。予定された10分、もうとっくに超えているんですけども、たくさんの御意見、御質問がありましたんで、安全課長の方からまとめて。

【船井安全課長】 いろいろ貴重な御意見ありがとうございました。この場で考え方を御説明できる部分と、また持ち帰らせていただいて検討させていただきたい部分があるんですが、ちょっと漏れがあったら、済みません。

まず、三宅委員の一人親方問題、これは非常に大きな問題でございますが、この防災計画の中でダイレクトに一人親方と書くのは、厚生労働省的になかなか難しいんです。ただ、非常に重要な問題だと思います。一人親方の安全というふうに考えた場合に、建設現場の環境を安全にするという意味では、当然、労働者の安全の観点からやっても、翻って一人親方の保護にはなると思うんですね。そういった部分はしっかりやっていきたいと思えますし、あとはなかなか難しい部分で、教育とか、そういう部分について、一人親方の方への教育とか、しっかりできるのかという部分についてはなかなか難しい面もあるので、これから新規に建設業に入ってこられる方も増えていくので、そこら辺の教育というのはしっかり、一人親方の方も含めるような形で幅広に是非やっていただくように建設業界への周知や要請に努めていきたいというふうに思っております。

あと、安全関係の経費の別枠計上については、これは、本省でいろいろけんけんがくがくやっておりますして、そういった状況も踏まえながら、東京局においても発注機関連絡会議

という場がありますので、そういったところを通じてしっかりやっていきたいというふう
に思っております。

あと、加藤委員の「大幅に」の部分です。これ、まさに御指摘のとおりでございます、
評価がなかなか難しい部分があります。あと、本文にも書いてありますけれども、建設業、
工事量が非常に増えるという中で、20人を切るというだけでも3割減ということになり
ますので、この大幅にという表現とか、大幅にということを書くこと自体も含めて、少し
検討させていただきたいと思います。

あと、田中委員の御質問でございます、本省方式で計算すると71人であるけども、な
ぜ53人という非常に高いハードルにしたのかというところでございますが、まず、大前
提といたしまして、死亡災害というのは、本当は目標として掲げるとしたらゼロ以外は基
本的にはないと思うんですね。ただ、ゼロというふういきなり言うと、モラルハザード
みたいなことになりますので、ある程度、実現可能性がある数値目標を極力低いレベルと
いうか、高いレベルというか、少ない数値で定める必要があるというふう思っております。

そういった意味で、本省方式のやり方で出た71よりも、ほんの数年前に既に達成して
おります53人というのは、目標として掲げるにふさわしい、非常にいいレベルのもの
ではないかということで、内部でもいろいろな議論があったんですけども、今回、目標とし
て出させていただいたところでございます。

あと、傳田委員の御質問、御意見の関係でございますが、パーセンテージ併記というこ
とだと思っておりますけども、そういった部分については少し検討させていただきたいと思
います。

あとは三次産業関係の業界団体としての枠組みがしっかりしていないところに対して、
やる気を出せるための別枠の表彰というか、たたえるような取組、これは非常にありがた
い御指摘でございます、本文中への記載が可能かどうかは別として、是非そういうよう
な新しい切り口の対策というのも考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

あとはいじめの関係ですね。これは、メンタルと裏腹の問題であると思うんですが、本
省版の記載とか、そういったものとの関係で、今のところ入っていないんですが、持ち帰
らせて少し検討させていただきたいと。

【大河内健康課長】 21ページのところに、いわゆるパワハラ等でメンタル不調、主
要な部分についての観点でメンタルヘルス対策の中に盛り込みはさせていただいていると

いうことでございます。

あと、私の方からいいですか。1点だけ、申し訳ないです。過重労働の関係、先ほど傳田委員の方からございましたけれども、過重労働運動そのものは10次防、11次防、の期間中、10年間続けてまいりました。その間の最重点的な課題としては、健康確保と面接指導制度、ここを重点にしました。過重労働関係は、その部分と併せて時間管理の関係がございます。過重労働運動のポイントとなった健康の部分について、面接指導制度、法令化されているということと認知度もかなり高まってきているということで、運動そのものを24年度で終了させていただくこととしました。

ただ、取組そのものは、過重労働総合対策として進んでおりますので、通年的にやっていくというような形でありますので、周知啓発は9月に重点化したということで、あと、キャンペーンにつきましては変わりなくやっていく予定ですので、運動の母体そのものが、24年度で終了というふうに考えております。

以上です。

【船井安全課長】 続きます、安全衛生労使専門家会議の関係です。これ、確かに12次防では記載がないんですけども、先ほどの行運の中にはしっかり書かせていただいております。

実際、今回の12次防の計画の中でも行動災害の防止の話でありますとか、行動災害を防止する観点からの健康づくりというような視点につきましては、まさに去年6月に開催した専門会議で御議論いただいて、いろいろ出てきた意見を踏まえて12次防に反映させたものでございます。12次防の記載でも少し検討させていただきたいと思っております。

あとは米田委員の陸運の関係、荷主先での事故が多くてということでございます。確かにそういった事故、多うございまして、今、本文の中にも書いてございますけれども、モデル運送契約書を今、国交省さんの方でもいろいろ検討されておるところでございます。

実は明日、私、オブサーバーで出るんですけども、パートナーシップ会議というのをやっています、要は荷主さんの業界と運送業者さんが集まって、災害をなくしていこうよ、適正な輸送をやっていこうよという場でございます。そういった部分で、このモデル契約の話とかもあると思いますので、国交省サイドさんとも、また本省レベルでも協議がいろいろありますので、少し情報交換しながら、今御意見いただきましたような、災害が起きたときの責任分担というのも見据えたような契約にしないといけないという御指摘だと思いますので、インプットしていきたいというふうに思います。

【大河内健康課長】 快適の部分については、メンタルヘルス対策、あと、受動喫煙防止対策、この辺のところは今までの重点的な取組としてやってきたところであります。受動喫煙防止対策については、快適職場という観点もあるんですけども、切り離すような形で、健康確保というような形で取り組ませていただいております。

快適職場につきましては、それぞれの取組そのものをきっちりやっていこう。その上の段階で、快適職場そのものが成り立つんだというような位置付けとして考えております。

法令の中身については、快適職場のところは努力規定でありますので、それを含めて対応を図っていききたいというふうに思っております。

【金子部会長】 ありがとうございます。ほかに特に……。

【田中委員】 よろしいですか。

【金子部会長】 それでは、1点だけ。

【田中委員】 今、私が質問したことについては、死亡事故というのはあってはならないから、本省方式と違うやり方を採用したんだと。ただ、本省の方も、死亡事故というのはあってはならないと、だれもが思っているわけなんですね。だから、東京だけがあってはならないからというような精神論だけで、こういう数字を出すのは説得力に欠けるんじゃないか、受けとめる方も。

だから、そういう説得力がある何らかの説明がない限りは、やっぱり、なぜこの本省方式から離れたのかという説明責任があるんじゃないかなと思うんです。

【船井安全課長】 本省の数値で計算いたしますと、29年で達成すべき数値というのは過去最少になるはずです。済みません、今、そこら辺の資料等ないんですけども。東京局の場合は、平成21年の53人というのは、今までの流れからいっても、リーマンショックの影響なんかもあったんですけども、53人というのは例年より大分低い水準ではあるんです。

そういう意味で、本省と同じ計算をしますと、21年の53人というのが東京は突出して低いという部分はあるんですが、いずれにしろ、過去最少となった数値を上回るような目標は、本省版でも設定はしていないはずだと思います。このパーセンテージはよく検証します。合理的な説明がつくように、本文にも記載したいと思います。

【田中委員】 そうですね。先ほどの建設を大幅にというのもどうなのか。そういうことに関連でトータルの数字も、信頼性が余りないような目標を立てても、結局、うまくいかないというか、皆が協力する気持ちになるような数字じゃないとだめだと思うんです。

ですから、この辺、是非再検討をお願いしたいと思います。

【金子部会長】 その点、十分参考にしながら、再度考えていただければと思います。

【船井安全課長】 はい。

【金子部会長】 そんなところでよろしいでしょうか。時間も大幅にオーバーしておりますけれども、貴重な御意見ちょうだいいたしまして、以上の貴重な御意見を踏まえて、計画の達成に向けて一層の努力をお願いしたいというふうに思います。

用意しております議題は以上であります。

それでは、最後に労働基準部長から何かございましたら、お願いいたします。

【相浦労働基準部長】 本日は、貴重な御意見、たくさん賜りましてありがとうございます。本日ちょうだいいたしました意見を踏まえ、十分検討を進めて、4月からの取組に向かってまいりたいと考えております。

また、実際の取組を推進する際には、委員の皆様には、それぞれのお立場から御協力をお願いすることが多々あるかと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

【金子部会長】 本日は、本当にありがとうございました。

それでは、これをもちまして第6期第2回労働災害防止部会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。

了